

平成 28 年試験

論文式試験問題

企業法

注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子や筆記用具に触れないでください。触れた場合は、不正受験とみなすことがあります。
- 2 試験中の使用が認められたもの以外は、全てかばん等の中にしまい、足元に置いてください。衣服のポケット等にも入れないでください。試験中の使用が認められているものは、次のとおりです。
〔筆記用具、算盤又は電卓(基準に適合したものに限る。)、時計又はストップウォッチ(計時機能のみを有するものに限る。)、ホッチキス、定規及び耳栓〕
使用が認められたもの以外を机上及び机の中に置いている場合は、不正受験とみなすことがあります。試験中、試験官が必要と認めた場合は、携行品の確認をすることがあります。
- 3 携帯電話等の通信機器の取扱いについては、試験官の指示に従ってください。指示に従わない場合は、不正受験とみなすことがあります。
- 4 試験官の指示に従わない場合、また、周囲に迷惑をかける等、適正な試験の実施に支障を来す行為を行った場合は、不正受験とみなすことがあります。
- 5 不正受験と認めた場合は、直ちに退室を命ずることがあります。
- 6 試験時間は 2 時間です。
- 7 試験開始の合図により、試験を始めてください。
- 8 試験問題、答案用紙及び試験用法令基準等は必ず机上に置いてください。椅子や机の下等には置かないでください。
- 9 この問題冊子は、1 頁から 2 頁までとなっています。試験開始の合図の後、まず頁を調べ、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って挙手し、試験官に申し出てください。
- 10 答案用紙は問題冊子の中ほどに挿入してあります。
- 11 答案は配付した答案用紙の所定欄に記載し、欄外には記載しないでください。答案作成に当たっては、ボールペン又は万年筆(いずれも黒インクに限る。)及び修正液・修正テープ(白色に限る。)を使用してください。
- 12 受験番号シールは、試験開始の合図の後、各答案用紙の左上の所定欄に貼付してください。各問の答案用紙が複数枚のものについては、1 枚目だけでなく、2 枚目以降にも受験番号シールを貼付してください。
- 13 答案用紙は必ず切取り線で切り離れた上で提出してください。ホッチキスを使用した場合には、針を外した状態で提出してください。
- 14 問題に関する質問には一切応じません。
- 15 試験開始後 60 分間及び試験終了前 10 分間は、答案用紙の提出及び試験室からの退室はできません。それ以外の時間に中途退室する場合には、必ず挙手し、試験官が答案用紙を受け取り確認するまで席を立たないでください。
- 16 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手の上、試験官の指示に従ってください。
- 17 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、答案用紙を裏返してください。試験終了後に答案用紙や筆記用具に触れた場合は、不正受験とみなすことがあります。試験官が答案用紙を集め終わり指示するまで絶対に席を立たないでください。
- 18 問題冊子及び試験用法令基準等は、試験終了後、持ち帰ることができます。
なお、中途退室する場合には、問題冊子及び試験用法令基準等の持ち出しは認めません。問題冊子及び試験用法令基準等が必要な場合は、各自の席に置いておきますので、試験終了後、速やかに取りに来てください。

第 1 問 (50点)

甲株式会社(以下、「甲会社」という。)は、公開会社でない会社であり、種類株式発行会社ではない。甲会社の発行済株式(以下、「普通株」という。)については、譲渡制限が付されているが、その他に定款の定めはない。事業拡張のために1億円の資金を必要とした甲会社は、会社法第108条を利用して、社債に類似する性質を有する種類株式(以下、「種類株」という。)を、1株当たりの払込金額を100万円として100株発行したいと考えている。

この場合において、次の **問題 1** 及び **問題 2** に答えなさい。

問題 1 種類株は、会社の財務に関して次のような取扱いをしようとするものである。

① 社債の利払に相当するものとして、普通株の株主に対する剰余金の配当に先立ち毎事業年度に1株につき3万円、又は償還までの5年間を通算して1株につき合計15万円の剰余金の配当を行う。

② 甲会社は発行から5年を経過した日をもって種類株の全部を償還する。償還額は種類株の株主がその種類株について払い込んだ額とする。

このような種類株を発行するために、甲会社は新たに発行する株式の内容に関して会社法上どのような定めをする必要があるか、①②のそれぞれについて説明しなさい。

問題 2 種類株は、株主の経営参加に関して次のような取扱いをしようとするものである。

③ 株主総会の全ての決議事項について議決権のない株式とするが、2事業年度連続して剰余金の配当が行われないならば、種類株の株主は株主総会において全ての事項について議決権を行使することができる。

このような種類株を発行するために、甲会社は新たに発行する株式の内容に関して会社法上どのような定めをする必要があるか、説明しなさい。

第2問 (50点)

乙株式会社(以下、「乙会社」という。)は、公開会社でない会社であり、取締役会及び会計参与を設けているが、監査役は設置していない。

乙会社の代表取締役はAであり、取締役としては、Aの他に、B、C、D及びEの4名がいる。このうちEは名前だけの取締役であり、これまで取締役会に全く出席しておらず、会社経営について関与することはなかった。

Aの古くからの知人であるPは乙会社の使用人であったが、Aは、Pが乙会社副社長Pの名義を使用することを認めていた。

この場合において、次の **問題 1** 及び **問題 2** に答えなさい。

問題 1 Aは、Bにもより積極的に経営に関与してもらおうと考え、Bも代表取締役にすることにした。そこで、Aは、取締役会を開催するため、B、C及びDには適法に招集通知を発したが、Eには発しなかった。取締役会当日、B及びEは欠席したが、A、C及びDの3名が出席し、その全員の賛成によってBを代表取締役に選定する旨の決議(以下、「本件取締役会決議」という。)がなされた。

本件取締役会決議の効力について論じなさい。

問題 2 Pは、乙会社副社長Pの名義で、丙株式会社(以下、「丙会社」という。)から備品を購入する売買契約(以下、「本件契約」という。)を丙会社と締結した。本件契約につき、Pには乙会社の代理権は与えられていなかった。

乙会社は、会社法上、丙会社に対して本件契約に基づき、代金を支払う責任を負うか論じなさい。